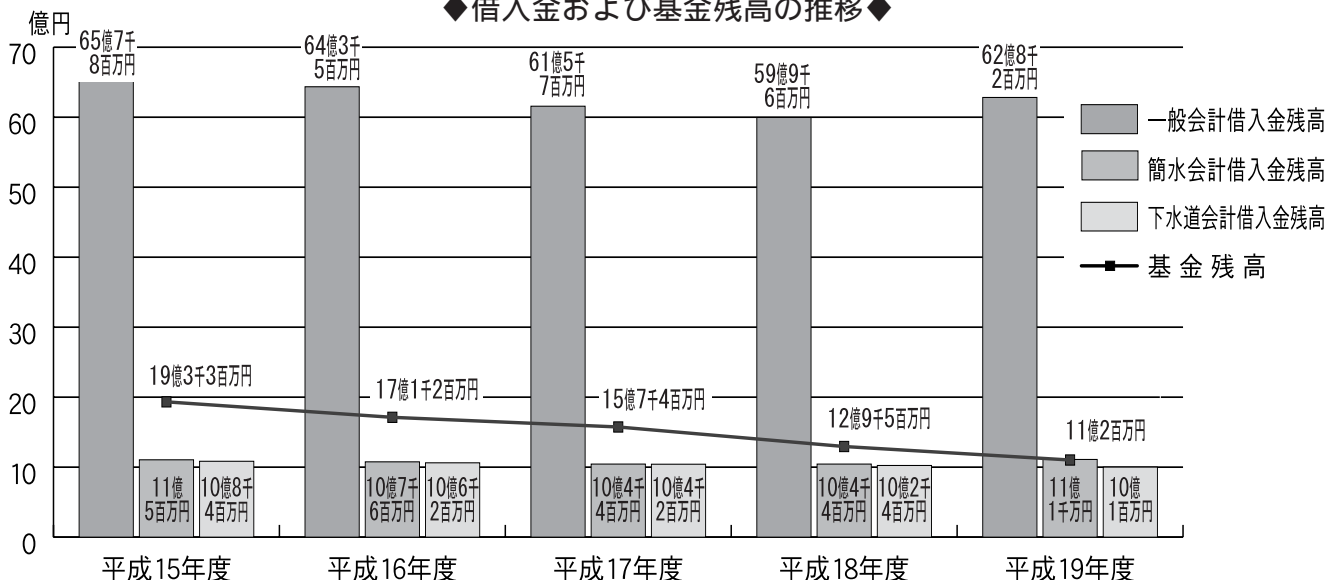


◆借入金および基金残高の推移◆



◆特別会計の決算状況◆

特別会計名	収入総額	支出総額	差引収支
国民健康保険事業特別会計	4億3,852万7千円	4億2,823万2千円	1,029万5千円
老人保健特別会計	3億8,698万4千円	3億8,330万6千円	367万8千円
介護保険特別会計	1億9,818万0千円	1億8,860万3千円	957万7千円
介護サービス事業特別会計	2億7,537万7千円	2億6,560万3千円	977万4千円
簡易水道事業特別会計	3億4,213万6千円	3億3,897万4千円	316万2千円
公共下水道事業特別会計	1億9,398万6千円	1億9,184万9千円	213万7千円
合計	18億3,519万0千円	17億9,656万7千円	3,862万3千円

平成19年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

4月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、新たな財政比率を公表することになりました。健全化判断比率は、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つからなり、資金不足比率と合わせた5つの比率で、国が定めた基準と比較してまちの財政がどのような状態にあるのかが見ることが出来ます。

これら5つの比率のうちいずれか1つでも「早期健全化基準」や「経営健全化基準」以上となった場合には、早期（経営）健全化団体となり自主的な改善努力が義務付けられます。

1 健全化判断比率

区分	比率	早期健全化基準
実質赤字比率	-	15.0%
連結実質赤字比率	-	20.0%
実質公債費比率	12.7%	25.0%
将来負担比率	84.9%	350.0%

決算に赤字額がないため実質赤字比率と連結実質赤字比率は「-」で表されます

2 資金不足比率

特別会計名	比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	-	20.0%
公共下水道事業特別会計	-	20.0%

決算に資金不足額がないため比率は「-」で表されます

このように、わが町の比率はすべてが基準を下回っており危機的な財政状況にはなっていませんが、町税などの自主財源が乏しく毎年度の歳入不足を基金（積立金）の取り崩しで賄っている状況にあることから、引き続き行財政改革による効率的な財政運営が求められています。